

# 令和元年9月定例会 提出議案（概要）

	（頁）
（１）議案第152号	1
北九州市職員の分限に関する条例等の一部改正について	
（２）議案第153号	2
北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	

総務局

## 議案第152号 「北九州市職員の分限に関する条例等の一部改正について」

### 1 議案提出理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を改めるもの。

### 2 関係条例

- (1) 北九州市職員の分限に関する条例
- (2) 北九州市職員の給与に関する条例
- (3) 北九州市職員退職手当支給条例
- (4) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (5) 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (6) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
- (7) 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (8) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

### 3 主な改正内容

- (1) 条例に引用する地方公務員法の規定の条項ずれ（地方公務員法における欠格条項から成年被後見人等が削除される）に伴う改正
- (2) 期末手当等を支給する職員について、基準日前1箇月に成年被後見人等に該当して失職した職員についても支給する規定等から、当該職員を削除（改正前においても、成年被後見人等となった職員が失職した場合は、他の欠格条項による失職と異なり、他の職員と同様の取扱いをしているため、改正前後で取扱いに差異は生じない）

### 4 施行期日

令和元年12月14日

## 議案第153号 「北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」

### 1 議案提出理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関が個人番号を利用することができる事務を整理する等のため、関係規定を改めるもの。

### 2 改正内容

#### (1) 執行機関内で連携を行うことができる事務の追加等(条例別表第2関係)

法律別表第一に事務が追加されたことに伴い、執行機関内で連携を行うため、以下の事務について、規定を追加する等規定の整備を行う。

ア 母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務

イ 子ども・子育て支援法による子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務

#### (2) 執行機関内で連携を行うことができる事務及び特定個人情報の整理(条例別表第2関係)

法律別表第二で定める特定個人情報が追加されたことに伴い、連携を行う根拠について定めた規定に重複が生じたため、以下の事務について、一方の規定を削除する等規定の整備を行う。

ア 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務

イ 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務

### 3 施行期日

公布の日